

放課後児童クラブの選考基準の新設について

保 育 課

○選考基準設定の理由と概要等

▽子ども・子育て支援新制度施行前は小学校3年生までが対象だった。

▽今年4月は、一番利用希望の多い逗子小でも4年生まで、従来型で全員入所決定した。

・二次申し込み者で3校で、計6名の待機が生じた。入所状況は、後段に詳細。

▽選考基準の効果

①「夕方型」を行っているクラブでは、「従来型」か「夕方型」かの選考

②受け入れ可能児童数を越えたクラブでは、「入所」か「待機」かの選考

○選考の基本的な考え方

①3年生までは入所要件を満たせば入所決定する。

配慮を要する児童は4年生以上でも入所決定する。

②4年生以上は、学年単位で入所要件を満たせば入所決定する。

③学年全員に入所決定ができない学年が生じたら、その学年で選考を行う。

○検討の進め方

◇保護者アンケートの実施【5月中旬締め切り】

・クラブにより状況が異なる中での結果であり、参考とする。

◇原案の作成【6月初旬を目途】

・他市例も参考に保育課でたたき台を作成

・子・子会議での審議

・各クラブへ配布

◇保護者会連絡会

・7月に意見を伺う。

◇子ども・子育て会議での審議

◇パブリックコメントの実施

・9月実施を想定

○選考基準の概要

①基本事項の考え方や希望

・保護者の就労時間による優先度の程度

・通勤時間による優先度の程度

・在宅勤務者の取扱い

・市内に祖父母がいる場合の取扱い

・ひとり親世帯は、同点の場合に優先とするか

②配慮を要する事項

・児童が障がい等を有する等

・保護者が疾病で見守りができない

・虐待など

○平成31年4月1日現在 各クラブの入所状況

【入所児童の状況】

クラブ名		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
逗子小学校区放課後児童クラブ (ずしっ子太陽クラブ)	従来型	38	30	19	17	1	0	105
	夕方型	0	0	0	0	8	6	14
	計	38	30	19	17	9	6	119
沼間小学校区放課後児童クラブ (ずしっ子そよ風学童クラブ)		19	19	19	13	10	5	85
久木小学校区放課後児童クラブ (ずしっ子あおぞら学童クラブ)		28	25	18	15	8	3	97
小坪小学校区放課後児童クラブ (波の子学童クラブ)		18	13	9	7	6	2	55
池子小学校区放課後児童クラブ (りす子どもクラブ)		14	10	8	8	4	4	48
合 計		117	97	73	60	37	20	404

【待機児童の状況】

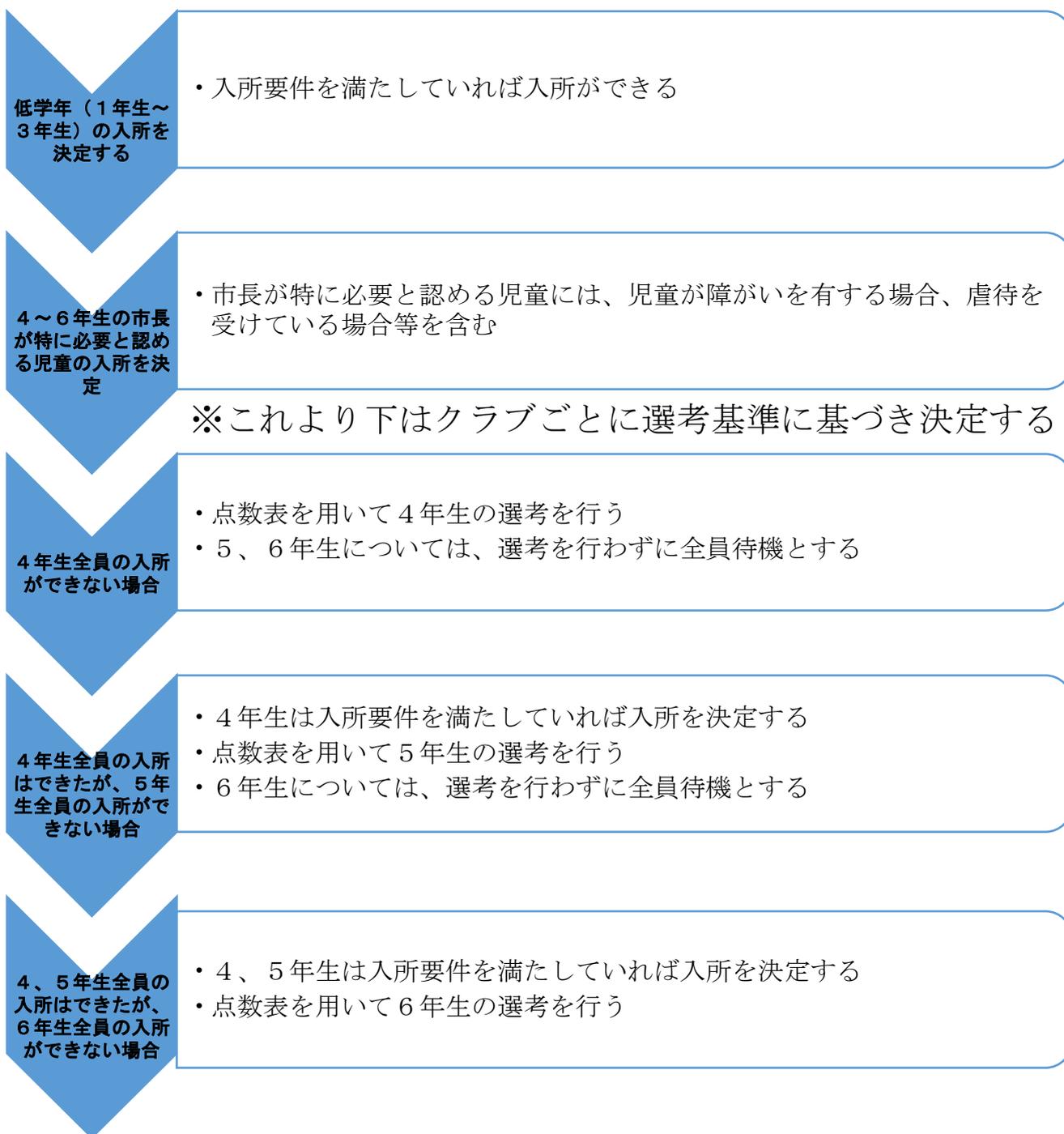
クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
逗子小学校区放課後児童クラブ (ずしっ子太陽クラブ)	0	0	0	0	3	0	3
沼間小学校区放課後児童クラブ (ずしっ子そよ風学童クラブ)	0	0	0	0	0	0	0
久木小学校区放課後児童クラブ (ずしっ子あおぞら学童クラブ)	0	0	0	0	0	0	0
小坪小学校区放課後児童クラブ (波の子学童クラブ)	0	2	0	0	0	0	2
池子小学校区放課後児童クラブ (りす子どもクラブ)	0	0	1	0	0	0	1
合 計	0	2	1	0	3	0	6

※4年生までの待機児童は、全て二次申し込み者。

逗子小は、夕方型の希望をしなかった5年生が待機。

入所選考基準（案）について

1. 入所児童決定に当たっての基本的な考え方



2. 選考基準の考え方

《ステップ1》

入所を希望する児童について、以下の表により父母それぞれに係る保育の必要性を算出し、合算して当該児童の保育の必要性を点数化する（ひとり親世帯は、調整点数を加点）。

基本点数

	保護者の状況		1週当たり就労時間	点数
(1) 労働	家庭外労働	正社員及びパート又は自営業（自宅外での自営）	1週 35時間以上	50
			1週 30時間以上 35時間未満	45
			1週 25時間以上 30時間未満	40
			1週 20時間以上 25時間未満	35
	家庭内労働	自宅での自営又は自宅での就労で就労時間の規定あり	1週 35時間以上	45
			1週 30時間以上 35時間未満	40
			1週 25時間以上 30時間未満	35
			1週 20時間以上 25時間未満	30
内定	内定している就労によって、上記を準用	50～30		
(2) 妊娠／出産	出産（産前産後8週間）		35	
(3) 疾病／負傷／傷がい	入院（1月以上）		50	
	重度の心身障がい（保護者本人）		50	
	中度の心身障がい（保護者本人）		45	
	保育が困難との診断		50	
(4) 介護	同居親族（長期入院等している親族を含む）の看護	入院者の付添（常時必要）	50	
		重度の障がい者等の介護	50	
		中度の障がい者等の介護	45	
(5) 災害	自宅の災害復旧に要する時間を基に上記(1)家庭外労働を準用		50～35	
(6) その他	就学	就労のための各種学校	40	
		一般学生	20	

調整点数

ひとり親世帯		+60
保護者の通勤にかかる時間 （家庭外労働が対象）	終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 17時以降となる場合	+5
	※1週当たり5日以上該当する場合のみ考慮 終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 18時以降となる場合	+10

《ステップ 2》 ステップ 1 で同点となった児童間の調整は、次の事情を総合的に勘案して市が決定する。

	家庭の状況	優先度の考え方
(1)	ひとり親世帯	高い
(2)	在宅勤務者を含む世帯	低い
(3)	市内に児童の祖父母がいる世帯	低い
(4)	より収入が多い世帯	低い
(5)	他に入所している（入所を予定している）低学年の児童がいる世帯	高い
(6)	保育料に滞納がある世帯	低い